

佐久市議会陳情取扱基準

令和7年 9月30日 決裁

- 1 陳情については、その内容を勘案し、議会運営委員会において付託する委員会を決定するものとする。
- 2 付託された委員会は、陳情を審査し、委員会の審査結果（採択・不採択等）を本会議において委員長より報告ののち、本会議において採決するものとする。
- 3 郵送、ファクシミリ、電子メールその他持参によらない方法で提出されたものについては、委員会への付託及び全議員への配付はせず、議長預かりとする。
- 4 1、2、3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会の総意により委員会に付託せず、全議員への配布にとどめるものとする。ただし、付託すべき特段の事情がある場合においては、この限りではない。
 - (1) 個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
 - (2) 脅迫、恐喝等、公序良俗に反する内容が含まれているもの。ただし、既に公表された事実及び社会的に周知された事実を除く。
 - (3) 住所、連絡先等が不明確で連絡が取れないもの
 - (4) 趣旨、願意が不明確で判然としないもの
 - (5) 既に採択、不採択等の結論を出した陳情と同一趣旨であり、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
 - (6) 違法行為又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
 - (7) 私人間で解決すべき内容であるもの
 - (8) 既に願意が達成されていると認められるもの
 - (9) 国及び他の地方公共団体の事務に関するものなど、明らかに佐久市の権限外の事項を願意とするもの
 - (10) 明らかに実現性がないもの
 - (11) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの
 - (12) 訴訟係争中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの
 - (13) 地方自治法の規定に基づく事務監査請求若しくは住民監査請求又は行政不服審査法、その他の法令の規定に基づく審査請求若しくは再審査請求を申立中の事件に関するもの
 - (14) 審議予定の議案と同一趣旨のもの、又は相反する趣旨のもの
 - (15) その他、行政区等を通じて要望すべきものや、直接市に対して要望すべきもの等、議会において審査することが適当でないと認められるもの